

産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設置者名	有限会社 満山資源
施設名称	有限会社 満山資源 奥沢最終処分場
設置場所	群馬県桐生市新里町奥沢 590-1
問合せ先	0277-74-2721

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（産業廃棄物処理施設の維持管理等）

法第十五条の二の三第二項 次の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

1 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書
に記載すべき事項

別添のとおり

2 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第十二条の七の二 法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定め事項とする。

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第七号	安定型の産業廃棄物の最終処分場	以下のとおり

イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

(状況： 令和 6年度分 公表の期限：翌月の末日)

産業廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
廃プラスチック	1,378.5	1,241.5	1,222.0	1,163.5	1,107.2							
ガラス及び陶磁器くず	1,003.0	1,071.8	997.0	1,282.4	1,045.8							
がれき類	176.0	184.7	251.5	393.6	362.5							
金属くず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							
ゴムくず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							

ロ 擁壁等の点検を行った年月日及びその結果

(状況： 令和 6年度分 公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日)

(状況： 令和 6年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁等の 点検を行った年月日		結果	擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
R6.4	1. 2. 3. 4. 5. 8. 9. 10. 11. 12. 15. 16. 17. 18. 19. 22. 23. 24. 25. 26. 30	異常なし		
R6.5	1. 2. 7. 8. 9. 10. 13. 14. 15. 16. 17. 20. 21. 22. 23. 24. 27. 28. 29. 30. 31	異常なし		
R6.6	3. 4. 5. 6. 7. 10. 11. 12. 13. 14. 17. 18. 19. 20. 21. 24. 25. 26. 27. 28	異常なし		
R6.7	1. 2. 3. 4. 5. 8. 9. 10. 11. 12. 16. 17. 18. 19. 22. 23. 24. 25. 26. 29. 30. 31	異常なし		
R6.8	1. 2. 5. 6. 7. 8. 9. 19. 20. 21. 22. 23. 26. 27. 28. 29. 30	異常なし		
R6.9				
R6.10				
R6.11				
R6.12				
R7.1				
R7.2				
R7.3				

ハ 埋立残余量の測定を行った年月日及びその結果

(状況： 令和 6年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

項目	測定を行った年月日	測定を行った結果
残余の埋立容量の測定	R6. 8. 31	400,920.0 m ³

ホ 埋立処分開始後（周縁井戸・浸透水採取設備）

（状況： 令和 6年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

検査項目 (mg/l)	場 所	地下水下流No. 1	地下水下流No. 2	地下水基準 ※基準値超過した 場合赤字記載
	採取日	R6. 6. 5	R6. 6. 5	
	結果日	R6. 6. 14	R6. 6. 14	
1 アルキル水銀		不検出	不検出	検出されないこと
2 総水銀		0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005mg/l以下
3 カドミウム		0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 mg/l以下
4 鉛		0.001 未満	0.001 未満	0.01 mg/l以下
5 六価クロム		0.01 未満	0.01 未満	0.05 mg/l以下
6 砒素		0.001 未満	0.001 未満	0.01 mg/l以下
7 全シアン		不検出	不検出	検出されないこと
8 ポリ塩化ビフェニル		不検出	不検出	検出されないこと
9 トリクロロエチレン		0.001 未満	0.001 未満	0.03 mg/l以下
10 テトラクロロエチレン		0.001 未満	0.001 未満	0.01 mg/l以下
11 ジクロロメタン		0.001 未満	0.001 未満	0.02 mg/l以下
12 四塩化炭素		0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 mg/l以下
13 1,2-ジクロロエタン		0.0004 未満	0.0004 未満	0.004 mg/l以下
14 1,1-ジクロロエチレン		0.001 未満	0.001 未満	0.02 mg/l以下
15 1,2-ジクロロエチレン		0.001 未満	0.001 未満	0.04 mg/l以下
16 1,1,1-トリクロロエタン		0.001 未満	0.001 未満	1. mg/l以下
17 1,1,2-トリクロロエタン		0.0006 未満	0.0006 未満	0.006 mg/l以下
18 1,3-ジクロロプロペン		0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 mg/l以下
19 ベンゼン		0.001 未満	0.001 未満	0.01 mg/l以下
20 チウラム		0.0006 未満	0.0006 未満	0.006 mg/l以下
21 シマジン		0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 mg/l以下
22 チオベンカルブ		0.002 未満	0.002 未満	0.02 mg/l以下
23 セレン		0.001 未満	0.001 未満	0.01 mg/l以下

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

埋立処分開始後、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量について一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

(状況： 令和 6年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
検査項目 (mg/l)		採取 年月日	R6. 4. 3	R6. 5. 8	R6. 6. 5	R6. 7. 13	R6. 8. 7								
		結果 年月日	R6. 4. 10	R6. 5. 15	R6. 6. 12	R6. 7. 18	R6. 8. 26								
水質検査の結果	上流	井戸No.1	電気伝導率	15	15	14	16	16							
		井戸No.2	電気伝導率	8	7.8	8.4	8.1	8.7							
	下流	井戸No.1	電気伝導率	48	36	65	60	57							
		井戸No.2	電気伝導率	40	41	42	48	45							
	浸透水		水素イオン濃度 (ph)	8.0	7.9	7.7	8.1	8.3							
			生物化学的酸素要求量 (BOD)	1.0 未満	1.0 未満	1.0 未満	1.0 未満	1.0 未満							
			浮遊物質 (SS)	2.0 未満	2.0 未満	2.0 未満	2.0 未満	2.0 未満							
			全窒素 (窒素含有量)	2.1	1.7	2.2	1.0	1.0							